令和７年度
御所市地域密着型サービス事業者
公 募 要 領

（ 令和８年度整備／令和９年度開設 ）

令和７年９月

御所市 健康福祉部 介護保険課

1　公募の趣旨

御所市では、御所市高齢者保健福祉計画及び第９期介護保険事業計画（令和６～８年度）に基づき、介護保険サービス基盤の計画的な整備を進めています。本公募は、この計画に基づき着実な基盤整備を進めるとともに、サービスの質及び透明性、公平性を確保する観点から、地域密着型サービスの提供を行う指定予定事業者を選考するために行うものです。

2　公募の内容

サービスの種類	看護小規模多機能型居宅介護　もしくは 小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）
募　集　数	１事業所
登　録　定　員	２９人以下
整　備　年　度	令和８年度
開　設　年　度	令和９年度
日常生活圏域	葛地区（葛小学校区）、葛城地区（葛城小学校区、名柄小学校区）、大正地区（大正小学校区）のいずれか

※ 看護小規模多機能型居宅介護については、事業者選定に際して小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）より優先順位が高くなります。

3　申込事業者の資格要件

申込資格を有する事業者は、次の要件を全て満たしている事業者に限ります。

（１）法人（公募時点で法人格を有すること）であること。ただし、看護小規模多機能型居宅介護にあっては病床を有する診療所を開設している者も可とする。
（２）介護保険法第７８条の２第４項各号のいずれか若しくは同条第６項各号のいずれか（第４号及び第５号を除く）又は第１１５条の１２第２項各号のいずれか若しくは同条第４項各号のいずれにも該当しない者。
（３）法人及び法人代表者（病床を有する診療所を開設している者にあっては代表者）に国税及び地方税の滞納がないこと。
（４）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４及び第１６７条の１１の規定により、御所市から一般競争入札参加資格及び指名競争入札参加資格の停止措置を受けていないこと。
（５）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更正手続開始の決定、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の決定を受けていないこと。
（６）過去３年度の決算状況が営業活動（通常の事業運営）に基づく赤字ではないこと及び債務超過ではないこと。
（７）役員等が、御所市暴力団排除条例（平成２３年御所市条例第２５号）第２条に規定する

暴力団、暴力団員、暴力団員等でないこと。

（8）整備及び事業の運営を直接行う事業者であること。

（9）介護給付費の返還又はそれに伴う加算金の支払を命じられた者の場合、当該返還又は支払を命じられた額の全部を納付していること。

（１０）事業所等の開設に伴い必要となる施設、備品、サービス、人員等の整備等に係る売買、賃貸借、委託、雇用等に関する契約の相手方又は近隣住民との間で法的紛争が生じている者の場合、継続的かつ安定的な介護サービスの提供ができなくなるおそれがないこと。

（１１）本公募に係る事業以外の業務（申込者の役員等が役員等に就任している他の法人における業務を含む。）に関し、現に違法若しくは不正な行為を行っていないこと。または、違法若しくは不正の行為を行ったときから１年を経過していること。

４　事業所の整備要件

事業所の整備に当たっては、以下の事項に留意してください。

（1）土地・建物は、法人（病床を有する診療所を開設している者にあっては代表者）が所有していること、又は取得が確実に見込まれること、あるいは賃貸借契約の締結が確実であること。また、原則として抵当権・根抵当権が設定されていないこと（ただし、抹消確実な見通しがある場合や、当該施設整備のための借入金を被担保債権とする抵当権の設定などは、例外的に認める場合もあるため事前に相談すること）。

（2）土地・建物が都市計画法、農地法、文化財保護法等の各種開発規制等に該当しないこと、又は該当する場合は確実に除外が可能なこと。

（3）事業所の整備計画について、整備予定地の近隣住民に説明会等を必ず行い、事前に十分な理解を求めること。地元説明に当たっては、「御所市に選定されることが条件であるため、事業化されない場合がある」旨を資料等に記載するなど、十分に注意をして実施すること。

５　事業の運営要件

事業の運営にあたっては、「御所市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」（令和３年御所市条例第５号）、「御所市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例」（令和３年御所市条例第６号）、「御所市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する要綱」（平成１８年御所市告示第５６号）、その他関連する法令等に定める基準（人員・設備・運営等）を満たしていること。

６　申込受付期間

令和　７年９月２９日（月）　～　令和　７年１０月３日（金）

※ 受付は、各日午前８時３０分から午後５時まで。土・日・祝日は除きます。

※ 事前に電話で連絡のうえ来庁し、御所市役所本館２階「介護保険課介護保険係」へ提出してください。郵送による提出は受け付けしませんのでご注意ください。

７　提出書類

本公募の申込みに係る提出書類は、公募要領４ページ「別表　提出書類一覧」のとおりとします。様式については御所市ホームページよりダウンロードが可能です。

なお、受付期間終了後は、申込者の都合による計画変更は一切認めません。但し、御所市が必要と判断した場合に御所市から書類の追加、補正等を求めることがあります。

８　選定方法

審査は、書類審査、ヒアリング、現地確認により行い、「３　申込事業者の資格要件」「４　事業所の整備要件」「５　事業の運営要件」に記載の基準のほか、法人等の理念、事業所の運営方針、介護サービス事業等の運営実績、地域との連携、人材の確保と福利厚生、事業所整備と運営の確実性など、総合的に評価を行い、審査します。**【令和７年１０～１１月中旬頃（予定）】**

その後、審査結果を「御所市地域密着型サービス等運営審議会」に報告し、審議会による協議・意見を受けて、市長が実施予定者を選定します。**【令和７年１１月下旬頃（予定）】**

審査結果については、申込事業者に文書で通知します。また、決定した実施予定者名及び事業の内容は、御所市ホームページにて公開します。

９　申込みに当たっての留意事項

（１）本公募の申込みに係る一切の費用（書類作成及び証明にかかる費用負担等）については申込者の負担とします。

（２）提出された書類は、理由を問わず返却しません。

（３）申込受付後に辞退する場合は、速やかに辞退届を提出してください。

（４）申込状況（他の申込みの有無）や、他の申込者の計画内容に関しての問い合わせについては、一切応じられません。

（５）選定により実施予定者となった事業者について、介護保険事業者の指定を確約するものではありません。指定基準や認可基準を充足しない場合は、指定することができません。

（６）実施予定者として選定された後、下記の項目に該当することが判明した場合は、選定を取り消す場合があります。その際発生した一切の損害等について、御所市は責任を負いません。

① 申込者等が申込資格要件を満たさなくなった場合

② 必要な許認可が取得できない場合

③ 提出書類における虚偽の記載や重大な不備等が判明した場合

（７）事業計画の中止や選定されなかったことによる一切の損害等について、御所市は責任を負いません。

（８）用地（建物）権利者又は地域住民等との間の確約書等に基づき生じた損害賠償請求権等については、申込者の責任に帰する事項であり、御所市はその責任を一切負いません。

（９）選定後又は指定後の権利譲渡は認めません。

（１０）奈良県地域密着型サービス施設等整備促進事業補助金を活用し補助金を交付する予定ですが、奈良県との協議により決定されることから、補助金が交付されない場合もあります。

別表　提出書類一覧

項　　目		備　　考
1 事業申込書		様式第１号
2 定款、寄附行為の写し等		最新のもので原本証明がされたもの　※ 法人のみ
3 法人の登記事項証明書		申込日前３ヶ月以内に発行されたもの　※ 法人のみ
4 事業概要		① 事業概要について（様式第２号）　※ パンフレット等を添付 ② 事業運営実績（別紙１） ③ 法人役員及び主な職員の履歴（別紙２）
5 決算書の写し等		直近３年間の決算書類（任意様式）
6 誓約書		様式第３号
7 開設提案書		様式第４号
	事業理念・基本方針	様式第５号
	事業スケジュール	様式第６号
	基本設計図面	様式第７号 ※ 土地について、現況写真のほか、自己所有の場合は登記事項証明書（申込日前３ヶ月以内に発行されたもの）、今後取得予定や借地の場合は折衝状況を記録したものを添付 ※ 建物について、別紙３（建物の構造等）、図面、現況写真のほか、折衝状況を記録したものを添付
	従事職員配置計画	① 従事職員配置計画（様式第８号）　※ 組織体制図を添付 ② 管理者経歴書（別紙４） ③ 勤務予定介護支援専門員一覧（別紙５） ④ 職員予定者の概要（別紙６）
	衛生管理	別紙７
	事故防止・安全対策	別紙８
	苦情処理	別紙９
	地域等との連携	別紙１０
	地元説明の経緯	別紙１１
8 納税証明書		法人税分、源泉所得税及び復興特別所得税分、消費税及び地方消費税分、法人県民税分、法人事業税・地方法人特別税分及び法人市民税分について、未納がないことの証明書（申込日前３ヶ月以内に発行されたもの） ※ 課税対象事業等が無い場合はその旨の申立書（任意様式）

※ 提出書類は、原則としてＡ４版で作成してください。（図面等についてはＡ３版も可）

※ 提出書類は、２部とします。（原本１部・複写１部）

※ 法人保管の書類や契約者同士で原本を保管する必要がある書類は、写し（コピー）の提出で構いませんが、法人代表者名（病床を有する診療所を開設している者にあっては代表者名）で原本証明をしてください。

資料　看護小規模多機能型居宅介護の人員・設備基準（抜粋）

基準項目		要　　件
人員基準	代表者	特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、複合型サービス事業所等の従業者又は訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験、又は保険医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験があり、厚生労働大臣が定める研修（認知症対応型サービス事業開設者研修）を修了した者又は保健師若しくは看護師
	管理者	① 常勤・専従であること（但し管理上支障が無い場合は、事業所・併設施設等の他の職務に従事できる） ② 特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、複合型サービス事業所等の従業者又は訪問介護員等として３年以上認知症である者の介護に従事した経験があり、厚生労働大臣が定める研修（認知症対応型サービス事業管理者研修）を修了した者又は保健師若しくは看護師
	従業者	① 日中 通いサービス提供：利用者３人に対し１人以上（常勤換算） 訪問サービス提供：２人以上（常勤換算） ※ 通いサービス及び訪問サービス提供のうちそれぞれ１人以上は保健師、看護師又は准看護師 ② 夜間・深夜 泊まりサービス及び訪問サービス提供：２人以上（うち１人は宿直勤務可） ③ 従業者のうち１人以上が常勤の保健師又は看護師 ④ 従業者のうち保健師、看護師又は准看護師は２．５人以上（常勤換算） ※ 但し、訪問看護事業者の指定を併せて受け、同一事業所で一体的な運営をしていれば、訪問看護ステーションの人員基準（２．５人以上）を満たすことにより基準を満たすものとみなす ⑤ 認知症対応型共同生活介護事業所、地域密着型特定施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護療養型医療施設、介護医療院を併設する場合、一体的な運営をしていれば兼務可能 ⑥ 必要な研修を修了し、居宅サービス計画等の作成に専従する介護支援専門員（非常勤可、管理者との兼務可）を置く ※ 利用者の処遇に支障が無い場合は、事業所・併設施設等の他の職務に従事できる ⑦ サービス提供責任者、生活相談員及び計画作成担当者として置く従業者は、介護サービス、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する事業所等において、実務経験として、常勤の場合は概ね２年以上、非常勤の場合

基準項目		要　　件
		は勤務日数が概ね３００日以上の職歴を有すること ⑧ 事務職として置く者を除き、従業者の半数以上が⑦の職歴を有すること
設備基準	登録定員	２９人以下
	利用定員	① 通いサービス 登録定員の２分の１から１５人まで ※ 但し登録定員が２５人を超える場合は登録定員に応じて１８人まで ② 泊まりサービス 通いサービスの利用定員の３分の１から９人まで
	設備・備品	① 居間及び食堂 機能を十分に発揮しうる適当な広さを有していること ② 宿泊室 個室の定員：１人（利用者の処遇上必要と認められる場合は２人） 個室の床面積：７．４３㎡以上（病院又は診療所の場合は定員１人の場合に限り６．４㎡以上） 個室以外の宿泊室：合計面積が１人当たり概ね７．４３㎡以上で、プライバシーが確保された構造 ③ 事業所の立地 家族との交流の機会の確保や地域住民との交流を図る観点から、住宅地等に立地すること ④ 賃借に係る契約 土地又は建物を賃借する場合には、継続的かつ安定的な事業の実施ができるよう契約期間を可能な限り長期なものとするとともに、契約解除に鑑み、代替施設設備の確保に十分な猶予期間を設ける契約とすること

（平成１８年３月１４日厚生労働省令第３４号「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」、令和３年３月２２日御所市条例第５号「御所市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」、平成１８年６月３０日御所市告示第５６号「御所市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する要綱」より）

※ 上記の基準は抜粋です。運営基準その他の詳細な基準については、介護保険法、厚生労働省令や御所市条例等を十分確認してください。

資料　小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）の人員・設備基準（抜粋）

基準項目		要　　件
人員基準	代表者	特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、複合型サービス事業所等の従業者又は訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験、又は保険医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験があり、厚生労働大臣が定める研修（認知症対応型サービス事業開設者研修）を修了した者
	管理者	① 常勤・専従であること（但し管理上支障が無い場合は、事業所・併設施設等の他の職務に従事できる） ② 特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、複合型サービス事業所等の従業者又は訪問介護員等として３年以上認知症である者の介護に従事した経験があり、厚生労働大臣が定める研修（認知症対応型サービス事業管理者研修）を修了した者
	従業者	① 日中 通いサービス提供：利用者３人に対し１人以上（常勤換算） 訪問サービス提供：１人以上（常勤換算） ② 夜間・深夜 泊まりサービス及び訪問サービス提供：２人以上（うち１人は宿直勤務可） ③ 従業者のうち１人以上が常勤 ④ 従業者のうち１人以上が看護師又は准看護師 ⑤ 介護職員は、認知症対応型共同生活介護事業所、地域密着型特定施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護療養型医療施設、介護医療院を併設する場合、一体的な運営をしていれば兼務可能 ⑥ 看護師又は准看護師は、⑤のほか、居宅サービス事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、地域密着型通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所、介護老人福祉施設、介護老人保健施設が同一敷地内にある場合、一体的な運営をしていれば兼務可能 ⑦ 必要な研修を修了し、居宅サービス計画等の作成に専従する介護支援専門員（非常勤可、管理者との兼務可）を置く ※ 利用者の処遇に支障が無い場合は、事業所・併設施設等の他の職務に従事できる ⑧ サービス提供責任者、生活相談員及び計画作成担当者として置く従業者は、介護サービス、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する事業所等において、実務経験として、常勤の場合は概ね２年以上、非常勤の場合は勤務日数が概ね３００日以上の職歴を有すること ⑨ 事務職として置く者を除き、従業者の半数以上が⑧の職歴を有すること

基準項目		要　　件
設備基準	登録定員	２９人以下
	利用定員	① 通いサービス 登録定員の２分の１から１５人まで ※ 但し登録定員が２５人を超える場合は登録定員に応じて１８人まで ② 泊まりサービス 通いサービスの利用定員の３分の１から９人まで
	設備・備品	① 居間及び食堂 機能を十分に発揮しうる適当な広さを有していること ② 宿泊室 個室の定員：１人（利用者の処遇上必要と認められる場合は２人） 個室の床面積：７．４３㎡以上 個室以外の宿泊室：合計面積が１人当たり概ね７．４３㎡以上で、プライバシーが確保された構造 ③ 事業所の立地 家族との交流の機会の確保や地域住民との交流を図る観点から、住宅地等に立地すること ④ 賃借に係る契約 土地又は建物を賃借する場合には、継続的かつ安定的な事業の実施ができるよう契約期間を可能な限り長期なものとするとともに、契約解除に鑑み、代替施設設備の確保に十分な猶予期間を設ける契約とすること

平成１８年３月１４日厚生労働省令第３４号「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」、平成１８年３月１４日厚生労働省令第３６号「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」、令和３年３月２２日御所市条例第５号「御所市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」、令和３年３月２２日御所市条例第６号「御所市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例」、平成１８年６月３０日御所市告示第５６号「御所市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する要綱」より

※ 上記の基準は抜粋です。運営基準その他の詳細な基準については、介護保険法、厚生労働省令や御所市条例等を十分確認してください。